

## 現行保育所最低基準の厳守・拡充を求める意見書

保育所最低基準は憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を具体化するために制定された。しかし、敗戦後の混乱の中で実現可能なギリギリの水準で制定されたため、都道府県が地域の実情を踏まえて、最低基準を超える設備を整備することや厚生労働大臣が「常に向上させるよう努める」ことなどを求めている。(第3条)

現在、2歳以上児の保育室の面積は1人当たり1.98㎡だが、ここにはロッカーや机、イスの配置や、保育士の存在は含まれていない。たとえば、現行基準で2歳児6人と保育士1人に保障されるスペースは11.88㎡(約7畳)にすぎない。ここに必要な生活用具や玩具を配置し、食べる、寝る、遊ぶのすべての生活を営むことを求めているのが日本の最低基準なのである。

諸外国と比較しても劣悪な水準にある最低基準を緩和し、地方まかせにすることは、子どもの成長・発達の権利を脅かし、保育の質の低下を余儀なくするものである。待機児童解消のために規制緩和をすすめることは、子どもたちを今以上に狭い保育室に押し込め、少ない保育者で保育することを推奨することになり、絶対に認められない。

待機児童急増の原因は最低基準や保育制度に原因があるのではなく、この間、「待機児童ゼロ作戦」を打ち出しながら、保育予算の増額や認可保育所の整備に力を入れず定員超過入所など規制緩和ばかりをすすめてきた前政権の無策にある。保育関係者の反対を押し進められた規制緩和路線を新政権が引き継ぐことは、保育関係者だけでなく、国民の期待に反するものである。

また、最低基準の制定は児童福祉法45条に定められた厚生労働大臣の権限であり、これを地方自治体に委任するには省令の変更にとどまらず法律改正が必要なはずである。性急な変更は混乱の要因である。

子どもは未来の希望であり、保育、教育の質の確保は国の責任である。いま必要なことは、子どもに負担を押しつける、その場しのぎの待機児童対策ではない。よって、以下の事項について強く要望する。

1. 子どもの福祉の後退を招く保育所最低基準の緩和・地方条例化は行わず、最低基準を厳守しさらに拡充すること
2. 待機児童解消のための特別な予算措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

大阪府和泉市議会